

議案第 4 号

消防団設置等条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

地域防災力の向上のため、消防団員確保と消防団組織の拡充を行うにあたり、消防団設置等条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

消防団設置等条例の一部を改正する条例

消防団設置等条例（昭和 55 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 3 条中「78 名」を「79 名」に改める。

第 4 条 1 号中「居住する者」を「居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、同条第 2 号中「年令 20 才」を「年齢 18 歳」に改める。

第 5 条第 3 号中「6 ヶ月」を「6 月」に、「居住地」を「消防団の区域」に改める。

第 8 条ただし書中「指定する」を「指示された」に改める。

第 9 条中「居住地」を「消防団の区域」に改める。

第 11 条中「若しくは」を「又は」に、「集団行動」を「集団的行動」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬及び費用弁償）

第 12 条 団員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

消防団設置等条例（昭和55年条例第11号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>79名</u>とする。</p> <p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) <u>熊取町の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者</u></p> <p>(2) <u>年齢18歳以上の者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>6月</u>以上の長期にわたり<u>消防団の区域</u>を離れて生活することを常とする者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与服務、その他について定めるものとする。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>78名</u>とする。</p> <p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) <u>熊取町の区域内に居住する者</u></p> <p>(2) <u>年令20才以上の者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>6ヶ月</u>以上の長期にわたり<u>居住地</u>を離れて生活することを常とする者</p>

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、服務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指示されたところにしたがひ直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であつて10日以上消防団の区域を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に消防団の区域を離れることができない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第12条 団員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第13条 (略)

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、服務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがひ直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることができない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団行動を行つてはならない。

(委任)

第12条 (略)